

『福井藩士履歴』編纂の歴史的意義

母利 美和

はじめに

近世の大名家文書や家臣の家に伝来する古文書には、家臣の歴代履歴を記した史料が少なからず存在する。本書で翻刻紹介される福井藩の「剝札」「士族」などの藩士履歴もその一例であるが、これらが作成開始された時代や経緯、その呼称は、各大名家の事情により一定ではない。たとえば岡山藩池田家では、寛文年間に家中諸士の初代以来の「家譜」を編纂（倉地克直編『岡山藩家中諸士家譜五音寄』一九九三年）し、それ以降も幕末に至るまで「奉公書」が作成され、「番頭家来先祖書勤書」などの史料も伝存する。土佐藩山内家では「御家中先祖書」、豊後森藩久留島家では「先祖書」、和歌山藩では「御家中諸士先祖書」、鳥取藩では「家譜」、彦根藩では「侍中由緒帳」、米沢藩上杉家では「勤書」など、呼称から見ても様々だが、各藩が家臣団全体の履歴を編纂した事実が確認できる。

編纂の頻度や方法から見ると、米沢藩上杉家の「勤書」（写真1）は、元文五年（一七四〇）の書き上げ以来、天明五年（一七八五）、文化十四年（一八一七）、弘化元年（一八四四）の四度にわたって一斉に作成されたものがある。上杉家の場合、作成年次の間隔は一定ではないが、数十年の間隔で作成され、天明五年は藩主治憲から治広への代替わりに相当する。製本装丁も調えられ、厳重に保管されてきたと見え（写真1）、日常的に人事管理に検索利用された形跡は見られない。鳥取藩池田家では、享和三年（一八〇三）に初代召出以来の諸士勤功履歴を記した各家の「家譜」が編纂され、文政十年（一八二七）には享和四年以降の履歴としての「家譜」、天保年間（一八三〇～四四）には、初代からの歴代勤功履歴が「家譜」としてあらためて編纂され、



写真1 米沢藩上杉文書「勤書（天明五年）」

米沢市（上杉博物館）蔵

そこに明治二十年（一八八七）頃に廃藩までの履歴が加筆されている。

これらは、毎年書き継がれたものではなく、数十年の間隔で藩士履歴の記録として保存するところが目的で編纂され、日常的に人事管理のために用いられたのではないと考えられる。

しかし、一方で福井藩の履歴は、すでに『福井藩士履歴1』の解説に指摘があるように、侍身分を対象とした「（士族略履歴）」や卒身分の「新番格以下」などの編纂が幕末の天保・弘化期に一斉におこなわれ、以後明治五年（一八七二）まで、何人もの筆跡で書き継がれたこと、「士族」に記載された当主が現役引退すると、短冊形に剥ぎ取られ「剥札」に貼付されることから、少なくとも各藩士の歴代の進退に応じて、履歴が書き継がれ、編集されるなど、継続して人事管理に活用されたことが窺える。こうした事例は、私自身がこれまで研究対象としてきた彦根藩の事例と類似する点も多く、双方を比較することで、「福井藩士履歴」の歴史的意義や官僚制の実態について検討してみよう。

#### 彦根藩の藩士履歴史料

彦根藩の侍身分の履歴に関する史料は、貞享元年（一六八四）頃に編纂された「御家中先祖記録」（「長久寺文書」長久寺蔵）、ほぼ同時期に編纂されたと推測される「貞享異譜」（「彦根藩井伊家文書」彦根城博物館蔵）、元禄四年（一六九一）に編纂が開始された「侍中由緒帳」（同前、以下「由緒帳」と略記）がある。前二者は、江戸幕府が、徳川家の創業史『三河記』（貞享三年に『武徳大成記』と書名を改めて完成）を編纂するため、天和三年（一六八三）から貞享元年にかけて、諸大名や庶民など徳川家に縁のある諸家から提出させた「貞享書上」の集成事業と重なっており、彦根藩井伊家においても、この時期に各家に伝わる古文書・家伝類をもとに先祖代々の系譜編纂がおこなわれたと見られる。その目的は、「御家中先祖記録」の冒頭に記された「御侍中名寄先祖付帳」の趣意十箇条によれば、関ヶ原合戦以前の古来の戦陣働きは略記するが、大坂両陣での

陣参・御供の有無を印付けることが規定されており、大坂陣での功績を重視したことがわかる。

ところが、「由緒帳」の編纂に際しては、次のように編纂留意事項が前書きされている。

#### 覚

一 御家中江侍中御奉公ニ罷出候儀、曾祖父・祖父、或者親、当其身、何之品ニ而幾年前ニ被召出候儀、又者拝知高、或者御加増拝領仕儀、代々実子相続仕段、或ハ何代目養子ニ而相続仕来候儀、何代目当其身迄、何之御役儀相勤候趣御帳面ニ載之

一 御家中江不被召出候前、先祖由来事品多者可有之候得共、無詮事ニ付、大体計書付ニ致させ候事

一 数度之御陣参御供仕候者之儀、高名仕、或ハ走廻り働前之事者年久敷儀故、今更吟味難及

御帳ニ除之

一 侍衆人々々指出シ之書付、御目付中請取、御帳面ニ載之

一 御知行高より順々ニ小身迄次第不同、御帳面書記之

元禄四<sup>辛未</sup>年五月吉祥日

木俣清左衛門（以下家老三名略）

奉之

これによると、「由緒帳」の編纂は、あくまで藩士各家が井伊家に仕えてからの履歴を記録するためであり、先祖の履歴の内、戦陣働きは記録の対象としないとされ、平時の役儀における履歴・功績が重視されたことがわかる。そして、提出された由緒書は、目付役が請け取り、知行高順に並べ、これを「御帳面（由緒帳）」として編纂することが目的であるとしている。この「由緒帳」による記録は、元禄から享保年間の初めまでは一定しないが、享保九年（一七二四）から安政五年（一八五八）まで、ほぼ二年ごとに藩主在国中に書き継ぎが命じられ、明治四年（一八七二）の廃藩まで続いているのである。

この「由緒帳」の編纂を命じた四代藩主井伊直興は、前年二月に日光東照宮の修復普請の見分

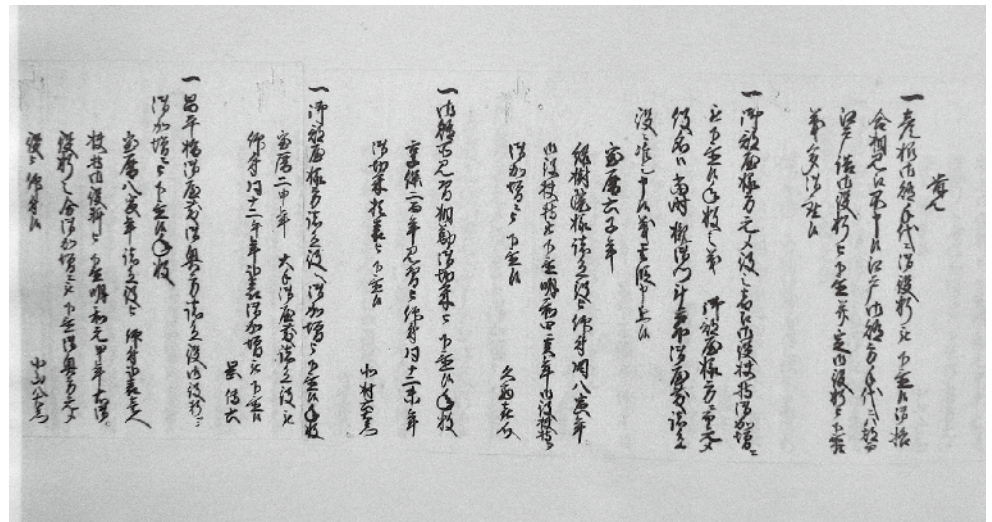


写真2 彦根藩井伊家文書「覚（彦根藩目付中用状）」

彦根城博物館蔵

のため江戸を発足した当日、家中の「目付衆・賄衆・納戸衆・普請奉行・大工奉行を始、諸役人」に対して、「諸役人共かたはしに遂吟味、不届之者之分急度仕置ニ申付、諸役人之見せしめニ可致候」と厳しい申し渡しをした。直興は、深刻な藩財政の現状を認識するとともに、藩内役人の怠慢がその原因であると判断し、強い改革意識をもって、日光普請が終われば直ちに諸役人の取り調べをおこない、厳しい処分で臨む意思を表明したのである。直興は普請終了後、元禄三年（一六九〇）十月に彦根に帰国すると、家中へ俵約を命じ、十月二十九日には、大嶋弥右衛門・磯嶋又介・堀半左衛門・本庄彦七ら四人を改易した。おそらく「諸役人之見せしめ」としての処分だったのであろう。

井伊直興が家中諸役人に求めたことは、元禄八年（一六九五）三月十八日に、家老衆他へ宛てて発令した「御書付」（「彦根藩井伊家文書」彦根城博物館蔵）に示されている。家中が世代を重ねる内に、近年は「侍之真」が薄くなっている現状を批判し、侍の平常の勤めは、主君のため平時も戦場でも命をかけることであり、武士たる「役儀」は、本来「武をみがき男を立てる」ことであるが、「太平之御代」にあつては、年来の「厚恩」に報いるため、「畳の上の奉公（平時の役儀）」を励むことが大事である。そのような奉公は「影々の奉公」であり、張り合いもなく、心に染まないものであるが、「影々の奉公」に一層励むことこそが「真之奉公」であると教諭したのであった。

彦根藩では、元禄期には各役方の整備・分業により官僚制が調いつつあり、全藩士の役儀を中心とした人事考課録としての「由緒帳」を編纂することにより、目付役による藩士の人事管理を始めたのである。

その特徴は、まず第一に、人事における公平性を保つため、昇格・加増・加扶持、役料支給、褒賞などに際して、各役方の頭からの「伺」が家老・用人に提出されると、目付役へ「御尋」があり、「由緒帳」により先例調査がおこなわれ、その結果が「例書」として家老・用人に回答さ

表 1 福井藩士履歴（初出記事年次順）

| 初代人名       | 初出の冒頭記事                        | 次代の家督相続記事                        |
|------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 小栗 4（勘兵衛）  | 寛永 13 年 5 月 29 日 親勘兵衛跡目被下      | 宝永 5 年正月 16 日 父勘兵衛跡知被下           |
| 石川 1（忠右衛門） | 正保元年 7 月 親甚左衛門拝知 100 石被下置      | 宝永 6 年 11 月 26 日 父忠右衛門家督無相違被下    |
| 滝勘兵衛       | 承応 2 年 9 月 19 日 父勘兵衛跡知 250 石被下 | 享保 3 年 12 月 28 日 養父了儀へ被下候御扶持方被下… |
| 永田 1（四郎兵衛） | 明暦元年 7 月 父跡目 150 石被下           | 正徳 3 年 10 月晦日 父四郎兵衛隠居、家督無相違…     |
| 坂井 1（善八）   | 明暦 2 年 3 月 祖父草間金兵衛家督 100 石被下   | 享保 4 年 3 月 16 日 父善八跡目無相違被下…      |
| 周防伊左衛門     | 万治 3 年 父伊左衛門家督 200 石被下         | 正徳 6 年正月 21 日 父伊左衛門隠居、家督無相違…     |
| 渥美 1（新右衛門） | 寛文 2 年 11 月 25 日 於江戸召出         | 正徳元年 11 月 7 日 父新右衛門隠居、家督無相違      |
| 鱈市郎左衛門     | 寛文 3 年 2 月 21 日 養父九郎右衛門家督…     | 正徳元年 11 月 7 日 父市郎右衛門家督無相違被下      |
| 大内七郎兵衛     | 寛文 4 年 3 月 親伊右衛門為跡目被下置         | 宝永 7 年 2 月 22 日 父七郎兵衛家督無相違被下     |
| 今村 1（段右衛門） | 寛文 9 年 7 月 4 日 父段右衛門跡知無相違…     | 宝永 2 年 7 月 13 日 父段右衛門家督          |

『福井藩士履歴』より作成

れ（写真 2）、その判断結果により可否が決定されるという手続きにあった。第二には、記載内容は召出、役儀の変遷、相続などの履歴と諸役儀における功績のみならず、「御叱」「指控」「慎」などの処分なども記録されることである。さらに第三には、「由緒帳」の記載事項は、各藩士から目付役へ提出されたが、提出された内容を、目付方の人事記録と照合し、誤記や脱漏を本人に指摘した上で、加除されたことである。つまり、管理する側と、管理される側が双方合意の上で、各履歴を「由緒帳」に記録したわけである。

「剝札」「士族」の編纂時期

つぎに福井藩の実態を検討してみよう。福井藩家臣団の形成は、『国事叢記』によると、元和九年（一六二三）の忠直「不行跡」による配流処分後、越後高田から忠昌が入部した際、忠直旧臣に対して残留・退転を自由にさせ、五〇〇騎の内、一〇五騎が忠昌に出仕したと伝え、忠昌の直臣三〇〇騎と合わせて約四〇〇騎が基礎となると考えられる。このことは、享保六年（一七二一）に編纂された「諸士先祖之記」と題される藩士の由緒書でも確認され、福井藩の家臣団は秀康の結城時代までに仕官した者と、越後高田から忠昌に扈從して来た者が中核を占めていたといつてよいとされる（『福井県史』）。つまり、おもな藩士の出仕時期は元和九年以前と推定できるだろう。では、『福井藩士履歴』に収録された「剝札」や「士族」が編纂された時代背景を検討するため、収録された記事に注目してみよう。

上掲の表 1 は、『福井藩士履歴 1 ～ 5』の内、各藩士家の初出記事が古いものを抄出したものである。最も古い記事で「小栗勘兵衛」が寛永十三年（一六三六）であり、「諸士先祖之記」とは異なり、忠昌の入部前後の元和期に関する記事は記されていない。吉田健氏が、『福井藩士履歴 1』の解説で指摘したように「士族」搭載の当主が現役引退すると、短冊部分は剥ぎ取られ、直接記載の部分は切り取られて「剝札」にあらたに貼り足された」と仮定すると、「士族」の編

表2 福井藩士履歴（次代、または2代目の家督相続年次順）

| 初代人名      | 初出の冒頭記事                 | 次代の家督相続記事                  |
|-----------|-------------------------|----------------------------|
| 荻野2（小大膳）  | 寛文10年3月18日 金津所司代秋田市兵衛跡  | 延宝3年閏4月11日 父小大膳跡知700石被下…   |
| 小栗4（勘兵衛）  | 寛永13年5月29日 親勘兵衛跡目被下     | 宝永5年正月16日 父勘兵衛跡知被下         |
| 木村1（七右衛門） | 寛文元年7月 御小姓被召出…（勝山と改姓）   | （勝山藤五郎）宝永5年閏正月29日 父七右衛門跡目… |
| 大宮1（彦右衛門） | 延宝4年3月 金津奉行被仰付          | 宝永5年3月18日 父彦右衛門跡知…         |
| 門野1（九右衛門） | 延宝2年3月7日 養父九右衛門為跡目      | 宝永5年5月25日 養父九右衛門跡知無相違…     |
| 加藤3（武右衛門） | 宝永3年6月25日 養父牛兵衛跡目無相違被下  | 宝永6年3月5日 養父武右衛門跡目御切米被下     |
| 杉田1（五郎兵衛） | 寛文12年12月22日 父主水跡知5000石… | 宝永6年4月21日 父五郎兵衛跡目被下        |
| 加賀藤左衛門    | 延宝3年5月11日 父藤左衛門跡目300石被下 | 宝永6年6月9日 養父藤左衛門為跡目此通被下     |
| 今村2（伝兵衛）  | 寛文年中 被召出…               | 宝永7年6月21日 養父伝兵衛跡知無相違被下     |
| 石川1（忠右衛門） | 正保元年7月 親甚左衛門拝知100石被下置   | 宝永6年11月26日 父忠右衛門家督無相違被下    |

『福井藩士履歴』より作成

纂開始時期の上限は寛永十三年まで遡ることは可能性として認められるが、編纂開始時期の当代の藩士が、自身の履歴を遡って記載したとすれば、もう少し下る時期とも推測される。

では、「剝札」の編纂時期についてはどう考えられるだろう。当主現役引退により「剝札」が成立するとすれば、各藩士家の初出人物の引退時期に注目する必要がある。表2は、「次代の家督相続記事」の古い順に抄出したものである。最も古い記事では、荻野小大膳家の延宝三年（二六七五）の記事が突出しているが、それ以外は宝永五年（一七〇八）以降の相続記事ばかりである。では、「剝札」の成立は、宝永頃と考えてよいだろうか。

そこで、もう一つ注目したいのは「剝札」の書式や筆跡である。『福井藩士履歴1～4』の口絵写真を見ると、「剝札」の図版として稲葉1、狛1、杉田1、酒井1、中根1の事例が確認できるが、「士族」から剥ぎ取られたとされる短冊型の各歴代の書付は、いずれも初出人物から二代ないし七代まで、書付の天地の大きさ（縦の長さ）や「石高・履歴・人名」の割付、上下に付された歴代数字、朱点・黒点、記事の筆跡などの類似点が確認される。『福井藩士履歴3』の杉田1の事例により確認すれば、初出「杉田五郎兵衛」の寛文十二年（一六七二）の記事から数えて、書付七枚目「杉田主水」の明和二年（一七六五）の記事までは同一書式・同一筆跡であり、それ以降は一枚ずつ筆跡が異なることがわかる（写真3）。初出記事から七枚目の間、約九十年にわたり、同一人物が各歴代の隠居の度に、剝札に貼り継いだとは考えられないため、これらは同時期、少なくとも明和二年以降に作成されたものと推定されよう。これら同時期と思われる部分の下限年代を他の写真掲出部分のみ比較すると、明和から安永期頃に集中していることがわかる。おそらくこの時期に何らかの目的で作成された藩士履歴台帳から切り取られ、「剝札」として編集が始まったものと考えられるのである。

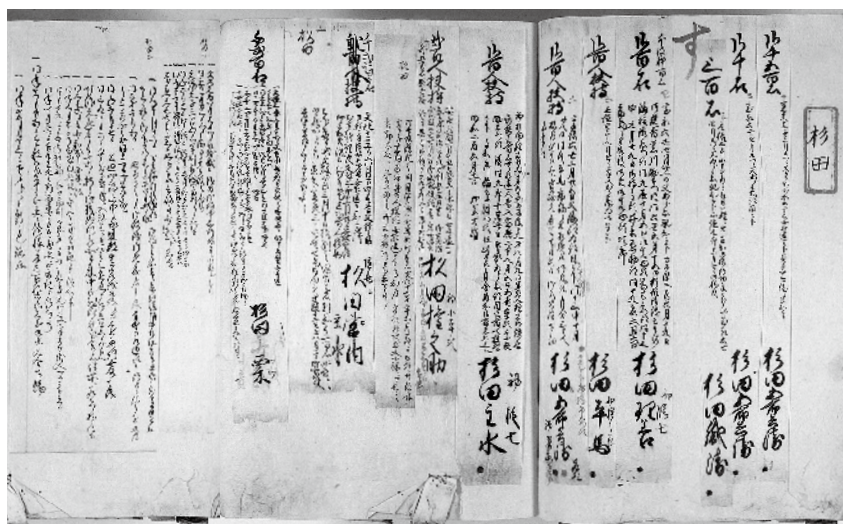


写真3 「剝札」 杉田 1

松平文庫 福井県立図書館保管

## 「剝札」「士族」の編纂目的

明和から安永期とは、福井藩にとってどのような時期なのだろうか。福井藩は、一橋家から養子として迎えられた重富が宝暦八年（一七五八）に藩主となり、藩財政の困窮に対処して藩士の半知借上、御用金調達など、様々な財政施策を試みた時代である。施策は必ずしも成功せず、明和五年（一七六八）には大規模な打ちこわしが発生し、施策に関与した家老酒井外記の処分が行われ「剝札」にも「御役御免」の記事が記されている。

こうした藩政への危機意識から、人材登用の手段として、各藩士家の先祖功勞の由緒を物語る「諸士先祖之記」とは異なる、目付役による現任人材の人事管理のための履歷台帳が必要であったと思われる。以後、目付役においては吉田健氏が指摘したように、「御目付御記録書継方」「御記録方」という各家の履歷書き継ぎの部署が設けられ、各藩士が引退し家督を相続すると、先代の記事を「剝札」に貼付、転載するシステムができあがったものと推測される。

さて、記録される内容について注目すると、享保期頃までは、家督・跡目、召出、取立などの初出記事、番入、役儀拝命や転任の記事、席順の記事、役儀に関する知行加増・役料足高・擬作加増の記事、休息・病氣・死去等による退身の記事がほとんどで、しかも簡略に記載されている。ただし、この時期までの記事には、各藩士の負の評価につながる処罰記事が見られない。しかし、享保期から役儀取上・遠慮・指扣（指控）・閉門・逼塞などの記事が記録されるようになる。表3は、『福井藩士履歷3』収録の記事から、処罰記事の年次の古い順に抄出したものである。あくまで部分的な分析であるが、享保二年（一七一七）頃から散見されるようになり、宝暦・明和期頃から頻出する傾向にあることがわかる。これらの処罰関係の記載内容からも、「剝札」「士族」の利目的がたんなる功績の記録に留まらず、正負両面の人事履歷を記録することで、公正な人事管理・登用を目指したことが窺える。

こうした記載内容の変化は、処罰記事のみならず役儀・御用にとまなう功績に対する褒賞金の

表 3 福井藩士履歴（処分記事年次順）

| 人 名         | 処分記事                                                                                                         |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 近藤 2（八右衛門）  | 享保 2 年 7 月 29 日 御取揚閉門被仰付                                                                                     |
| 仙石 2（庄右衛門）  | 享保 16 年 9 月 5 日 役義御取揚<br>延享 4 年正月 21 日 知行御取上ケ、此訛ハ力丸又左衛門不所存者ニ付、致義絶候段御目付へ相達、当時相勤罷在候者を右鉢匱忽之取扱ニ付 25 石 5 人被下、此節逼塞 |
| 酒井 5（六郎右衛門） | 享保 17 年 7 月 16 日 不調法之儀有之御役被召上、拝知 50 石被減逼塞被仰付、大番入                                                             |
| 菅沼 3（平兵衛）   | 元文 3 年 5 月 21 日 御咎之品有之、御役御取上ケ、大番入                                                                            |
| 鱸九郎右衛門      | 寛保 2 年 6 月晦日 御役取揚、大番入遠慮                                                                                      |
| 千本長右衛門      | 延享 4 年正月 21 日 御叱、是ハ力丸又左衛門義絶之義申達候ニ付而也                                                                         |
| 鈴木 9（弥右衛門）  | 宝暦 4 年 5 月 7 日 家内不締り其上倅幸助出奔ニ付御切米 2 石被減、御役御取上、新番入                                                             |
| 笹治 1（多門）    | 宝暦 10 年 8 月 17 日 遠慮、同 29 日御免                                                                                 |
| 鈴木 8（市右衛門）  | 宝暦 11 年 5 月 8 日 妻致出奔兼而家内不締りニ付遠慮                                                                              |
| 鈴木 1（藤十郎）   | 宝暦 12 年 2 月 5 日 田代養山類族取扱不参届、拝知之内 50 石御取上、遠慮                                                                  |
| 佐々木 1（小左衛門） | 宝暦 12 年 6 月 22 日 不締り之趣有之御呵遠慮                                                                                 |
| 白井荒四郎       | 明和 2 年 9 月 25 日 役義御取上ケ、拝知被召上、25 石 5 人扶持被下、大番入<br>明和 4 年閏 9 月 25 日 家内不締りニ付格式御下ケ被成、新番入、閉門                      |
| 下山 2（半左衛門）  | 明和 4 年 9 月 25 日 倅勝次郎不届之致方有之ニ付御預被成、仍之御役御免被成、末ノ番外此節遠慮                                                          |
| 渋谷 2（五郎右衛門） | 明和 5 年 4 月 16 日 遠慮                                                                                           |
| 鈴木 2（忠右衛門）  | 明和 5 年 4 月 16 日 遠慮                                                                                           |
| 酒井 1（外記）    | 明和 5 年 6 月 21 日 御役御免…                                                                                        |
| 斎木左次右衛門     | 明和 5 年 7 月朔日 侍格御取上ケ、小役人へ御下ケ被成                                                                                |
| 関 4（竜輔）     | 明和 7 年閏 6 月 25 日 不埒之義有之、閉門                                                                                   |

『福井藩士履歴』より作成

下賜や江戸詰・京詰などの記事のように、個々の藩士の勤務内容にまで踏み込んだ記載が、時代を下るごとに詳細になることがわかる。とくに松平慶永が藩主に就く天保・弘化期（一八三〇～四八）以降、外圧の危機への対応、藩財政改革の必要性から、藩校明道館や洋学所の設立、御製造方・制産方の設置、軍制の洋式化、農兵の取り立てによる軍制改革など、めまぐるしい改革や軍事対応策が実施された。とりわけ文久二年（一八六二）の朝廷・幕政改革以降、松平春嶽の復権により政治・軍事に表舞台に立つことになった福井藩において、藩士たちの活動の場は飛躍的に広がることになる。

表 4 は『福井藩士履歴 3』収録の記事から、文久二年以降の軍制にかかわる記事を抄出したものである。文久二年の「農兵御派（端）立」、元治元年（一八六四）の「御軍帳割替」、慶応元年（一八六五）の「補兵隊」、慶応二年の「御軍制御改革」、慶応三年の「新撰隊」や「遊撃隊」など、従来あまり具体的説明がすすんでいない記事も多く見られ、これらの組織構成や関与した藩士の経歴分析をすすめれば、幕末期の軍制改革の実態が浮かび上がるであろう。

また「剝札」や「士族」に見られる文久期以降の記事の豊富さは、これら諸藩士の広範囲にわたる活動を物語るものであるとともに、彼らの功績を正負を問わず公平に評価するための記録であったことも見失ってはいけない。

おわりに

以上に見てきたように、「剝札」「士族」などに代表される福井藩士の履歴に関する史料の存在は、近世中後期における福井藩の人材登用や人事管理の

表 4 福井藩士履歴（文久 2 年以降の軍制関係記事）

| 人 名         | 軍制に関する記事                                                         |
|-------------|------------------------------------------------------------------|
| 剣持弥三郎       | 文久 2 年 10 月 6 日 今度農兵御端立ニ付、西尾十左衛門申談教授手伝被仰付候                       |
| 狛 3（帯刀）     | 文久 3 年 4 月 5 日 今般農兵御派立ニ付一組御附被成…                                  |
| 酒井 2（与三左衛門） | 文久 3 年 6 月 朔日 今度農兵御派立ニ付一組御附被成候間、其手之面々并掛り西尾十左衛門等江厚申談、万端引受致世話候様被仰付 |
| 狛 1（山城）     | 元治元年 4 月 11 日 今般御軍帳御割替ニ付、向後大隊二隊御附属被成候段被仰出候                       |
| 小林 3（弥之助）   | 慶応元年閏 5 月 18 日 三番之補兵隊被仰付                                         |
| 小林 3（八郎平）   | 慶応 2 年 11 月 3 日 今度御軍制御変革之御趣意ニ付、御広間当番勤被仰付候                        |
| 剣持弥三郎       | 慶応 2 年 12 月 26 日 御先第三小隊指添被仰付                                     |
| 近藤 2（篤）     | 慶応 2 年 8 月 20 日 農兵差配役被仰付…                                        |
| 近藤 2（篤）     | 慶応 3 年正月 29 日 新撰隊教授方并指揮役兼被仰付                                     |
| 近藤 3（源太郎）   | 慶応 3 年 10 月 22 日 第一遊撃隊御雇被仰付候                                     |
| 権太祐市        | 慶応 4 年正月 7 日 第一遊撃隊江被入候                                           |
| 剣持弥三郎       | 慶応 4 年 3 月 11 日 在京中第一遊撃隊御雇被仰付候                                   |
| 近藤 2（篤）     | 明治元年 10 月 出張中七番遊撃隊長被仰付…                                          |

『福井藩士履歴』より作成

実態を如実に示すものであり、福井藩が長きにわたって形成してきた藩政機構・官僚組織を検討する上で、貴重な史料群といえよう。残念ながら人事管理における裁可の具体的な諸手続などの実態については分析することができなかったが、高木不二氏による幕末期における「制産方」の活動とその消長の発見（『福井藩士履歴 3』の解説）や、「新番格以下諸下代迄」の分析をされた熊澤恵理子氏による、下級士の履歴では「役職で業績を上げた者が、身分の枠を越えて非常に早く出世」したとの指摘（『福井藩士履歴 2』の解説）は、これらの人事記録が彼らの進退を左右したことを示しており、これからの研究分析が期待される。



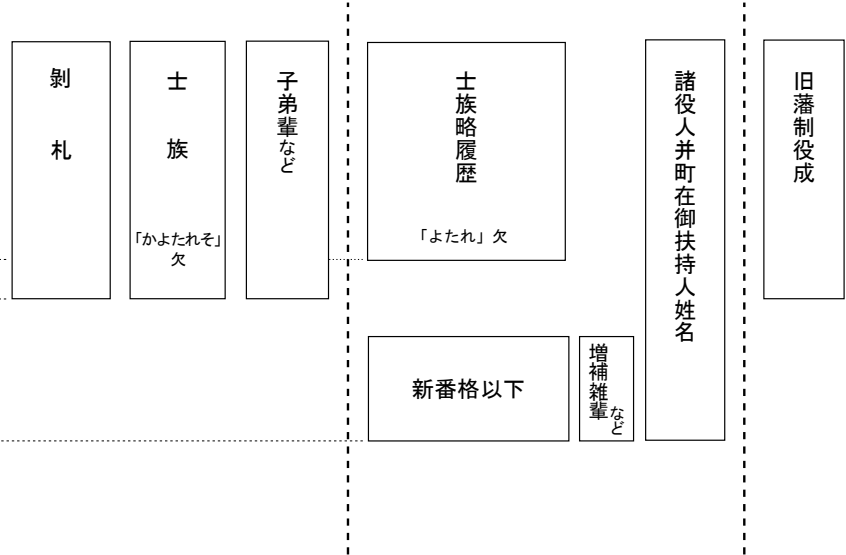
参考資料

各資料と家格などとの関係

福井藩家臣団の家格別人数  
(嘉永5年)

| 家 格       | 人 数   |
|-----------|-------|
| 本多家       | 1     |
| 高知席       | 16    |
| 高 家       | 2     |
| 寄合席       | 38    |
| 定座番外席     | 14    |
| 番士 (役番外)  | 106   |
| 番士 (大番など) | 495   |
| 新番・新番格    | 81    |
| 医師・絵師など   | 49    |
| 士分合計      | 802   |
| 与力        | 39    |
| 小役人       | 84    |
| 一統目見席     | 87    |
| 小算・坊主・下代  | 347   |
| 諸組 (足軽)   | 1,341 |
| 卒合計       | 1,898 |
| 家臣団総計     | 2,700 |

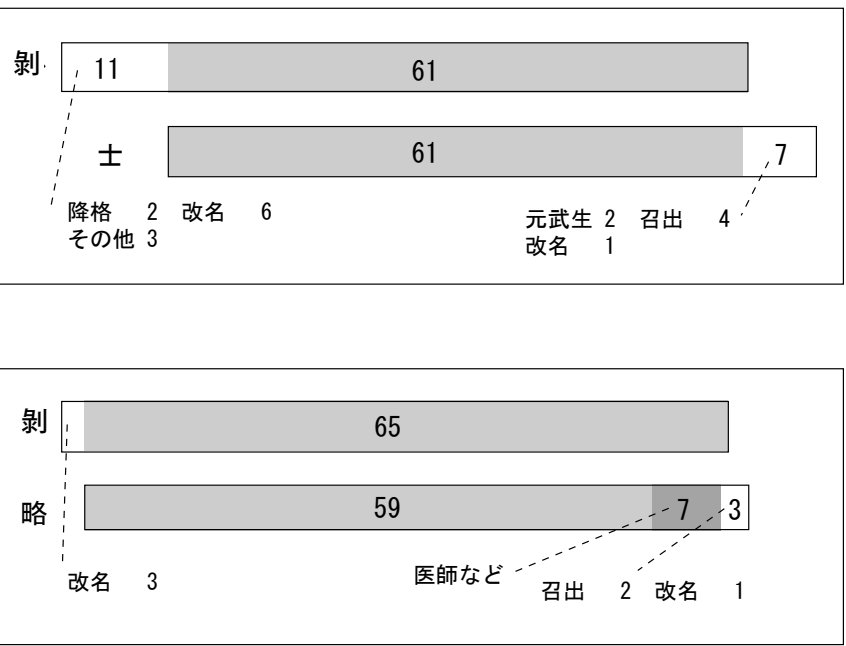
・荒子・中間等の小者973人を除く  
・舟沢茂樹氏「福井藩家臣団と藩士の昇進」  
『福井県地域史研究』創刊号 1970年による



剥札と士族・士族略履歴との連繋 (い・かを例に)

資料別家数・人数

|   | 剥  | 士  | 略  | 藩  |
|---|----|----|----|----|
| あ | 46 | 47 | 41 | 51 |
| い | 72 | 68 | 62 | 69 |
| う | 13 | 14 | 11 | 14 |
| え | 8  | 7  | 6  | 8  |
| お | 68 | 77 | 65 | 76 |
| か | 68 | 欠  | 59 | 75 |
| き | 12 | 9  | 7  | 9  |
| く | 21 | 25 | 18 | 24 |
| け | 2  | 2  | 2  | 3  |
| こ | 22 | 23 | 20 | 28 |
| さ | 45 | 47 | 40 | 47 |
| し | 19 | 20 | 18 | 19 |
| す | 23 | 27 | 26 | 29 |
| せ | 10 | 10 | 7  | 10 |
| そ | 1  | 欠  | 1  | 1  |
| た | 67 | 欠  | 欠  | 71 |
| ち | 2  | 2  | 1  | 2  |
| つ | 24 | 25 | 17 | 24 |
| て | 2  | 3  | 3  | 3  |
| と | 14 | 20 | 11 | 17 |
| な | 51 | 59 | 41 | 55 |
| に | 17 | 16 | 15 | 17 |
| ね | 1  | 2  | 1  | 2  |
| の | 12 | 11 | 11 | 11 |
| は | 43 | 49 | 37 | 52 |
| ひ | 25 | 25 | 20 | 23 |
| ふ | 10 | 11 | 9  | 10 |
| ほ | 24 | 26 | 22 | 28 |
| ま | 37 | 48 | 32 | 43 |
| み | 29 | 36 | 23 | 31 |
| む | 9  | 10 | 7  | 11 |
| め | 1  | 1  | 1  | 1  |
| も | 8  | 7  | 5  | 7  |
| や | 43 | 50 | 41 | 53 |
| ゆ | 2  | 1  | 2  | 1  |
| よ | 22 | 欠  | 欠  | 28 |
| わ | 10 | 15 | 8  | 11 |



- ・「剥札」「士族」は一連の資料で、幕末維新期の福井藩家臣団 (士分以上) の人事記録としてはもっとも充実している。
- ・「士族」の第3冊 (かよたれそ) が欠本、「(士族略履歴)」「旧藩制役成」で補完が必要。
- ・「剥札」と「士族」「(士族略履歴)」は、ほぼ連繋する。「剥札」では改名や卒への降格、「士族」「(士族略履歴)」では子弟の新規召出 (戊辰戦争など)、武生家臣などの新規繰入 (明治3年2月) などが不連繋の原因。
- ・資料別家数・人数の「あ」～「ま」は確定値。「み」以下は筆耕原稿などによる概数。



福井藩士履歴 5 のゝま

福井県文書館資料叢書 13

平成二十九年二月二十八日 発行

編集発行 福井県文書館

九一八―八二二三

福井県福井市下馬町五一―一一

電話〇七七六―三三三―八八九〇

印刷 創文堂印刷株式会社

九一八―八二三一

福井県福井市問屋町一―七七

電話〇七七六―二二二―三三三(代)